

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名：株式会社武田鉄工所
  - (2) 代表者職氏名：代表取締役 武田 信哉
  - (3) 所在地：宮城県石巻市流留字町30番地の2
  
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2件）  
平成30年10月16日認定「認1802008585」「認1802008586」
  
- 3 処分等内容  
技能実習法第16条第1項第3号の規定に基づき、令和3年1月19日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
  
- 4 処分等理由  
労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、刑が確定したことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）に規定する認定の取消事由に該当するため。